

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-4
処分の種類	児童の一時保護			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第33条第1項または第2項			
処分の概要	児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考]</p> <p>児童福祉法第33条第1項、第2項 第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			